

【定期報告書の提出・作成要領】

補助金を交付された方は、3年間のエネルギー使用量を定期報告書により報告をしていただくことが必要です。（必ず郵送で）

1. 新築の場合

- ・ご入居後、最初の4月分から3年間（合計36ヶ月分）、1年ごとにエネルギー使用量を定期報告書に記入して、NEDO技術開発機構に送って下さい。

例：入居が平成21年5月の場合

- 1回目/平成22年4月～平成23年3月までの分を平成23年4月にNEDOに送付
- 2回目/平成23年4月～平成24年3月までの分を平成24年4月にNEDOに送付
- 最終回（3回目）/平成24年4月～平成25年3月までの分を平成25年4月にNEDOに送付

2. 既築の場合

- ・工事完了後、最初の4月分から1. の新築の場合と同様の要領で送ってください。

3. 報告がなされないときは、補助金の全部又は一部を返還請求する場合があります。

（交付規程第15条、16条、21条）

4. エネルギーの使用量についてできるだけ毎月報告書に記入してください。灯油に付いては、購入された月にその購入量を記入してください。（電気・ガスについてわからない場合は、電力会社及びガス会社に問い合わせすれば教えてもらえます。）

5. 太陽光発電設備が設置されている場合は、発電量及び電力会社への売電量も記入してください。

6. 家庭用コージェネレーション設備（エコウィル）を設置している場合は、発電量も記入してください。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

補助事業者 郵便番号
住 所
氏 名 印
電話番号
予約者番号

平成20年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進補助事業（住宅に係るもの）
定期報告書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（住宅に係るもの）交付規程第15条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 住宅の延べ床面積 (m²)
 2. 入居年月日 平成 年 月 日
 3. 消費エネルギー量 (平成 年4月～平成 年3月)

()年度	電気(kwh)	都市ガス(m ³)	LPG(kg)	灯油(l)	A重油(l)	()	()
4月分							
5月分							
6月分							
7月分							
8月分							
9月分							
10月分							
11月分							
12月分							
1月分							
2月分							
3月分							
合 計							

*太陽光発電設備を設置している場合、右の()の欄に発電量及び電力会社への売電量を記入してください。

*家庭用コージェネレーション設備（エコウィル）を設置している場合、右の()の欄に発電量を記入してください。